

平成22年度第2回神栖市男女共同参画審議会 会議録【概要】

日 時：平成22年12月22日(水)

午前10時00分～午前11時00分

場 所：神栖市役所 4階 第二委員会室

■出席者

審議会：原会長，志水委員，有元委員，高須委員，山本委員，西田委員，石津委員
名雪委員，三宅委員，竹中委員，野村委員，丸野委員，南委員，才賀委員（14名）
事務局：野口企画部長，栗林課長，野口課長補佐，正木主査，山本係長，西廣係長（6名）

■欠席者

審議会：阿部副会長（1名）

■傍聴者

0名

■ 会議内容【主な内容】

- 1 開 会
- 2 あいさつ （会長，企画部長）
- 3 議 案
諮問 男女共同参画推進事業者表彰について

事務局：〈市から，神栖市男女共同参画推進事業者表彰の被表彰者（花王株式会社 鹿島工場）についての諮問書を会長へ渡し，資料に沿って説明〉

【諮問書の概要】

神栖市男女共同参画推進事業者表彰実施要項 第2条（2）家庭生活及び仕事その他の活動の両立支援をするため，独自の取り組みを行っている者として該当した。

〈主な取り組み内容〉2000年より，多様性の尊重，ワークライフバランスの推進などをテーマにした『イコール・パートナーシップ』（EPS）推進活動を行っており，その活動の一つである『男性社員の育児参加促進』に積極的に取り組んでいる。

○育児休業の開始5日間を有給化，育児休業取得により無収入となる世帯への支援拡大，育児休業・勤務時間短縮，時差出勤等の拡大

こうした取り組みの結果，2009年度の男性社員の育児休業の取得率は，鹿島工場（研究開発部門）においては，66.7%（平均日数5.5日）を示し，全国平均の取得率1.72%を大きく上回っている。

また，仕事と生活の両立支援制度として，マタニティ支援，育児支援，看護（介護）支援等の制度も充実しており，特に子の看護休暇は半日単位での取得が可能となり，社員からの好評を得ている。

◆質疑応答，意見等

委 員：男性の育児休業取得の条件は，離婚している方が対象となるのか。

事務局：離婚していなくても，取得できる。今年度，育児休業法が改正されたことにより，取得しやすくなったが，事業所によっては，男性社員の取得率が低いのが現状であり，神栖市の職員でも，取得した方はいない。

会 長：「花王株式会社 鹿島工場」を今年度の神栖市男女共同参画推進事業者表彰の被表彰者として適当であると、お答えしてよろしいか。

〈 異議なしの声を確認 〉

それでは、「花王株式会社 鹿島工場」を今年度の男女共同参画推進表彰事業者として適当であると認める旨、答申することとする。

〈 休憩 / 各委員へ答申書(案)を配布 〉

会 長：休憩前に引き続き、再開する。答申書は、ただ今配布した内容でよろしいか。

〈 異議なしの声を確認 〉

〈 会長から企画部長へ、答申書を渡す 〉

企画部長：ただ今、ご答申いただき、早速、市長へ報告し、決定の手続きを進める。

4 報 告

事務局：〈報告(1)平成21年度神栖市男女共同参画実施状況報告について、資料に沿って説明〉

◆質疑応答、意見等

委 員：資料「実施報告書」の6ページで、国際交流や外国人居住者を対象とした取り組みについて書かれているが、男女共同参画に関係しているという意図があれば教えてほしい。

事務局：男女共同参画推進事業としては、外国人を含めた広い範囲での男女共同参画を盛り込んでおり、より多くの事業が含まれた内容となっているのでご理解願いたい。

会 長：それでは、報告(1)平成21年度神栖市男女共同参画実施状況報告については、報告済みとする。なお、この実施状況報告書については、男女共同参画推進条例第12条の規定により、市のホームページ等において、市民に公表することとする。

事務局：〈報告(2)審議会等への女性委員の登用状況について、資料に沿って説明〉

◆質疑応答、意見等

委 員：(質問等なし)

会 長：それでは、報告(2)審議会等委員の女性の登用状況については報告済みとする。

事務局：〈報告(3)男女共同参画かみす市民フォーラムの開催について、資料に沿って説明〉

◆質疑応答、意見等

委 員：今回も、市民フォーラムの実行委員をしている。昨年も良い企画であり、年々参加者も増えているが、昨年のフォーラムでのアンケート結果で、この企画を知らなかったという方が何人かいた。これから参加の呼びかけを行うが、審議会の皆様の力も借りたいので協力をお願いしたい。

会 長：それでは、報告(3)男女共同参画かみす市民フォーラムの開催については、報告済みとする。私も昨年に引き続き実行委員を兼ねているので、委員の皆さんの参加をお待ちしている。